

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
鳥取県公報
昭和三十九年九月二十五日

鳥取県公報

目次

- ◇告示 家畜伝染病予防法によるひな白痢検査の実施
食糧管理法施行規則による小売販売業者甲等
の登録
- 土地の立入の許可
- ◇選挙告示 選挙管理委員会の招集

告示

鳥取県告示第五百五十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ひな白痢検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十九年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及びこれらと同一槽内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応
ひな白痢検査

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十月 一日	八頭郡船岡町	各種鶏場巡回
" 二日	"	"
" 五日	郡家町	"
" 六日	船岡町	"
" 七日	"	"
" 八日	河原町	"
" 九日	船岡町	"
" 十二日	河原町	"
" 十三日	"	"
" 十四日	"	"

"	十五日	"	用瀬町	"
"	十六日	"	船岡町	"
"	十七日	"	八東町	"
"	十九日	"	河原町	"
"	二十日	"	智頭町	"
"	二十一日	"	郡家町	"
"	二十二日	"	八東町	"
"	二十三日	"	若桜町	"
"	二十四日	"	河原町	"
"	二十六日	"	智頭町	"
"	二十九日	"	郡家町	"

一 小売販売業者甲
 登録番号 登録年月日 氏名又は名称 住 所 営業所の所在地 事業区域
 鳥振第九〇号 昭三九、九、一 網沢 政子 鳥取市西町四一五 住所に同じ。
 鳥取市第一

二 米飯提供業者
 登録番号 登録年月日 氏名又は名称 住 所 営業所の所在地
 鳥振第二〇三号 昭三九、九、三 和田 実治 満腹ホール 鳥取市今町二丁目一三三 住所に同じ。

鳥取県告示第五百五十三号
 食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）
 第二十二條の二第二項の規定に基づき小売販売業者甲の
 登録を、同規則第三十五條の四第一項の規定に基づき米
 飯提供業者の登録をしたので、同規則第二十三條及び同
 規則第三十五條の四第三項の規定により告示する。
 昭和三十九年九月二十五日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

"	第二〇四号	"	玉川 とよたまや	"	二〇八
"	倉振第一七五号	"	一 久葉 律子 よろい鮎	倉吉市明治町一、〇二〇	"
"	第一七六号	"	鳥飼 興吉 関 屋	鍛冶町二丁目二、八四八	"

鳥取県告示第五百五十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一
 条第二項の規定に基づき、土地の立入の許可をしたので、
 同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

中国電力株式会社鳥取支店

二 事業の種類

電氣に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法
 律第三百四十一号）の規定によりその例によるものと
 された旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三
 号）による電氣事業の用に供する電氣工作物
 三 立ち入ろうとする土地の区域

倉吉市駄経寺、米田

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十九年十月 一日から
 昭和四十年三月三十一日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和三十九年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとお
 り招集する。

昭和三十九年九月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一、日時 昭和三十九年九月二十六日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県庁

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 選挙制度について